長久手給食センター及び上郷保育園調理等業務委託業者選定基準

長久手給食センター及び上郷保育園調理等業務の委託業者は、長久手給食センター及び上郷保育園調理等業務委託業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)の審査に基づき、選定することとし、その審査基準等については、次のとおりとする。

1 審査基準

学校及び保育園給食の意義や目的を十分理解し、安全衛生管理が徹底しているなど、安心で安全な学校給食が提供できる事業者を選定するものとする。 [別表1、別表2]

2 書類審査の実施

書類審査は、プロポーザル参加者(以下「参加者」という。)から提出された提案書類に基づき、前項の別表1の審査項目1から3について審査を行う。 選定委員会の委員長及び委員(以下「各委員」という。)は、評価基準に基づき個別評価を行う。

各委員の個別評価の順位により1位を3点、2位を2点、3位を1点として 点数化し、その合計の高い者から、3者を選定しプレゼンテーション審査を行 う。ただし、参加者が3者に満たない場合はこの限りではない。

なお、同得点の者が3者を超えて存在する場合は、各委員の個別評価の順位 を点数化し、その合計した点数の高い者から選定する。

それでも3者を選定できない場合は、同点となった者のうち委員長の評価 がより高い者から順に選定する。

3 プレゼンテーション審査の実施

書類審査で選定された参加者を対象に、各委員は、評価基準に基づき個別に 採点する。なお、審査項目1から3までについては、書類審査での評価をもと に、再評価する。

各委員の採点順位1位の数が最も多い提案を行った者を委託候補者として 選定する。

なお、各委員の採点順位1位の数が最も多い提案を行った者が2者以上と なった場合は、書類審査同様、各委員の個別評価の順位を点数化し、その合計 した点数の高い方を委託候補者に選定する。

それでも順位1位が同点となる場合は、同点となった者のうち委員長の評価がより高い者から選定する。